連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間を含む場合（道央自動車道又は札樽自動車道を含み、かつ、それぞれの通行に係る各料金所の間を２時間以内に通行する場合に限る。）。
道東自動車道を夕張インターチェンジと占冠インターチェンジ（道東自動車道のうち夕張インターチェンジから占冠インターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を６時間以内に通行する場合に限る。）。ただし、道東自動車道の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。
道東自動車道を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを経由し連続して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を６時間以内に通行する場合に限る。）。ただし、道東自動車道の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。
山形自動車道を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を２時間以内に通行する場合に限る。）。
東北自動車道と関越自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと関越自動車道の練馬インターチェンジを経由して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を６時間以内に通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）。
東北自動車道と常磐自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と東関東自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と京葉道路を、東北自動車道の川口ジャンクションと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、東北自動車道の川口ジャンクションと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。
東北自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東北自動車道の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と常磐自動車道を、関越自動車道の練馬インターチェンジと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と東関東自動車道を、関越自動車道の練馬インターチェンジと東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と京葉道路を、関越自動車道の練馬インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、関越自動車道の練馬インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。

関越自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、関越自動車道の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、関越自動車道の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東関東自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と京葉道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを経由して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を２回以上行う場合は、２回目の周回後の通行を除く。平成23年４月１日から適用する。）。